

和光市下新倉児童センター指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成22年10月27日に、和光市下新倉児童センター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した和光市下新倉児童センター管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、和光市下新倉児童センター管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、平成23年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、金28,302,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 指定管理料は月毎の支払いとし、乙は甲に対し、毎月初めに当月分の請求を、書面をもってするものとする。

3 甲は、前項による管理費用の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し管理費用を支払うものとする。

4 指定管理料のうち、金30万円については基本協定第14条第3項に定める乙の見積りによる1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。

（備品の管理）

第5条 乙は備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者アンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングについては、別途「モニタリング要領」に定める。

3 乙は、前項のモニタリングに関する実地調査の申出等を受けた場合は、合理的な理由

がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(合意事項)

第7条 甲と乙が、詳細について協議し合意した事項については、別紙のとおりとする。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

平成23年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

印

乙 埼玉県和光市南一丁目23番1号

社会福祉法人和光市社会福祉協議会

会長 木田 亮

印

別紙

合意事項

和光市（甲）と和光市下新倉児童センター指定管理者社会福祉法人和光市社会福祉協議会（乙）とは、次の事項について協議し合意した。

1 指定管理料の精算について

指定管理料のうち、年度終了後、和光市下新倉児童センター指定管理者年度協定書第4条第4項の金額を除いて余剰金が発生した場合は、その額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨）を甲へ納付し、残額を乙の収入とする。

2 事務用及び業務用パソコンについて

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

3 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

4 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

5 研修の参加について

乙は、甲が開催する研修会等に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。